

第3章



基本理念と施策体系

- 1 基本理念
- 2 施策体系

3 基本理念と施策体系

国は、「基本指針」において、第6期（平成27（2015）年度～29（2017）年度）以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置づけ、令和7（2025）年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

特に、本計画（令和3（2021）年度～5（2023）年度）においては、前計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）における目標や具体的な施策を踏まえ、令和7（2025）年をめざした地域包括ケアシステムの深化・推進、さらに現役世代が急減する令和22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて位置づけることが求められています。

これらの国の動きと区政の長期的指針を示す「板橋区基本構想」を踏まえて基本理念を定め、それに関連する施策を体系化しました。

基本理念

「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョンを実現するため、基本理念を「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」と決めました。

施策体系

基本理念を実現するため、基本方針、3つの目標、6つの施策の柱からなる施策体系を示しています。高齢者が年齢を重ねても、地域の支え合いの中で健康で自立した生活を送ることができるよう、施策体系に基づき取組を進めていきます。

1 基本理念

基本理念 高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現

区政の長期的指針を示す「板橋区基本構想」のビジョンに基づき、本計画における基本理念を「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」としました。前計画で掲げてきた「個人の尊厳と幸福追求権の尊重を前提とした『高齢者の自立支援』を踏まえ、区民が人生の最期まで尊厳を保って、その持てる能力を活かしながら、自分らしく自立した生活が営めるよう、地域との協働による包括的な支援体制の充実に努めていきます。

2 施策体系

(1) 基本方針と目標

基本理念の実現に向けて、基本方針を「地域共生社会の実現に向けた取組の推進～板橋区版A I Pの深化・推進～」と定め、3つの目標を設定しました。

板橋区版A I Pは国が掲げる「地域包括ケアシステム」を中核としており、福祉分野の上位計画である地域保健福祉計画が将来像として掲げている「地域共生社会の実現」に資するものです。区が構築を進めてきた板橋区版A I Pを、さらに推進していくことで、高齢者を含めた全ての区民が地域のつながりの中で支え合うことのできる社会づくりを進めていきます。

基本方針

地域共生社会の実現に向けた取組の推進 ～板橋区版A I Pの深化・推進～

目標 1 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢期を迎えても生きがいを持って人生を送ることができるように、介護予防と健康づくりを推進し、また、地域活動等に参加できる環境を整えることで、一人ひとりが地域社会の担い手として活躍できるように支援していきます。

目標 2 高齢者を地域で支え合い、尊重し合う社会の実現

医療と介護の連携や認知症施策等を推進し、地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化を図ることで、支援を必要とする高齢者の多様で複雑なニーズを解決し、地域で互いに支え合い、尊重し合う地域共生の取組を進めていきます。

目標 3 高齢者が安心して暮らせるサービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、サービス基盤の整備・充実、介護保険事業の適正な運営等を図り、持続可能な生活基盤の構築を進めていきます。

(2) 3つの目標と6つの施策の柱

目標1：介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

施策の柱①：高齢者の社会参加促進

施策の柱②：自立支援、介護予防又は重度化防止の推進

施策の柱① 高齢者の社会参加促進

団塊世代の全てが75歳以上となる令和7（2025）年、さらには現役世代人口の急減に直面する令和22（2040）年に、高齢者が地域とのつながりを保ちながら社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加を促進する環境の整備を進めていきます。

施策の柱② 自立支援、介護予防又は重度化防止の推進

自立支援、介護予防又は重度化防止の推進を前提とした、予防・健康づくりを強化して健康寿命を延伸するため、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業全体の枠組みや構成事業について、課題（求められる機能や専門職の関与等）及び方策等を検討します。また、保健事業との連携を踏まえ、一般介護予防事業等を含む総合事業による住民主体の通いの場の創出といった、介護予防の取組を推進していきます。

目標2：高齢者を地域で支え合い、尊重し合う社会の実現

施策の柱③：高齢者を地域で支えるまちづくり

施策の柱④：高齢者の見守り支援

施策の柱③ 高齢者を地域で支えるまちづくり

地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する地域社会の実現のためには、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域で支え合う仕組みづくりが重要です。

引き続き、高齢者が地域の支え合い活動等へ社会参加することを促し、地域住民が主体となって地域の支え合い活動等を充実・強化・創出するための支援を続けていくとともに、地域の専門職や民間企業等との連携・協働についても検討を進め、いくつになっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる地域づくりを進めていきます。また、認知症施策の充実や地域包括ケアシステムの連携拠点であり、包括的な支援を担う地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化や成年後見制度の利用促進事業等により、高齢者を重層的に支えていくまちづくりを進めていきます。

施策の柱④ 高齢者の見守り支援

より一層充実した支え合い・認め合いのまちづくりの構築に向けて、高齢化の進行により、孤立する高齢者や認知症高齢者への見守り支援事業の充実を図っていきます。

民生委員・児童委員による高齢者見守り調査や区の各種見守り関連事業のような公的な見守り支援（公助）に加え、自助・互助・共助を中心とした住民同士のつながりによる地域の見守りや民間事業者との連携・協働などにより、高齢者を重層的に見守り、支えていく体制の構築に取り組んでいきます。

目標3：高齢者が安心して暮らせるサービス基盤の整備

施策の柱⑤：介護基盤の整備

施策の柱⑥：持続可能な介護保険事業の運営

施策の柱⑤ 介護基盤の整備

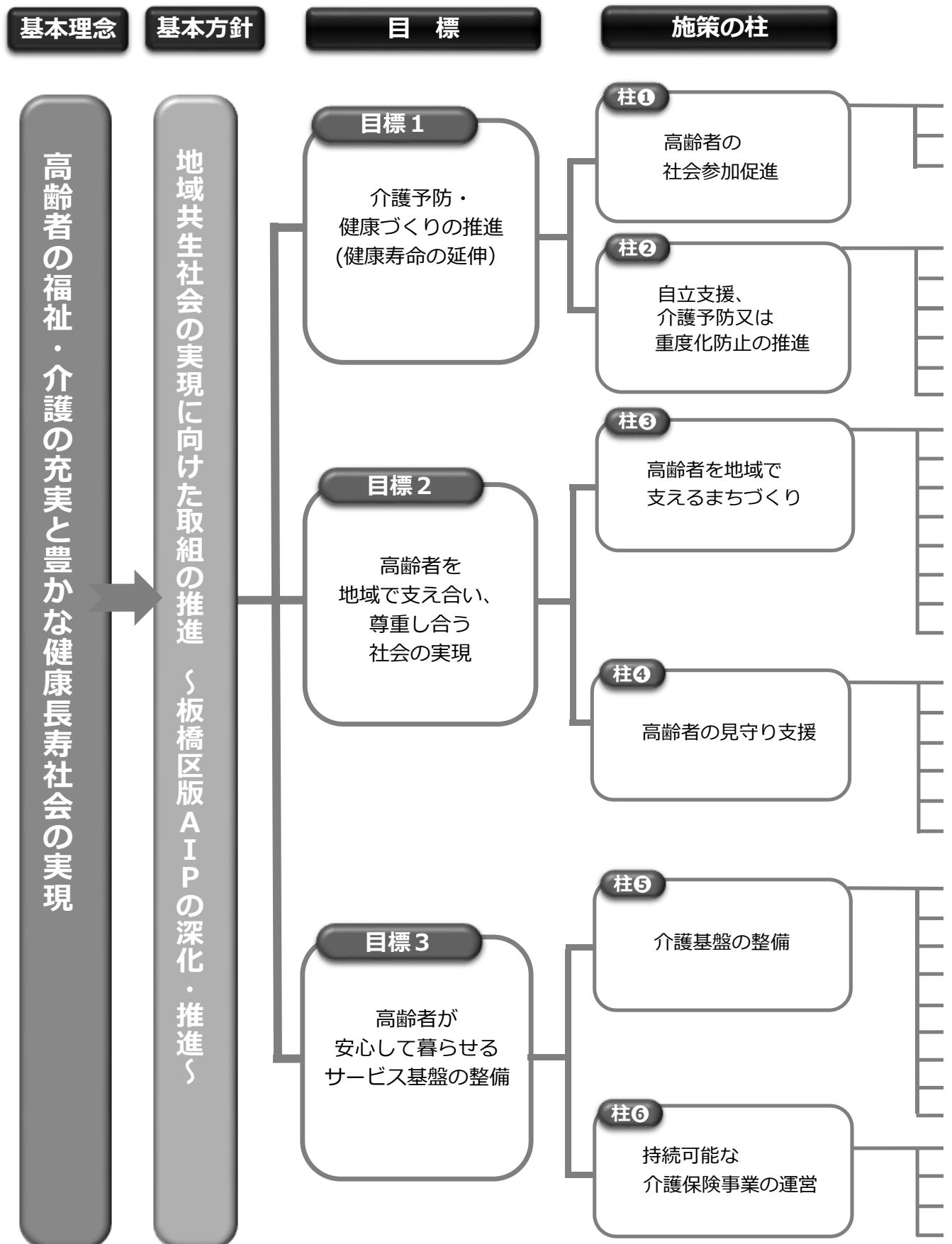
高齢化の進行により、孤立する高齢者や認知症高齢者が増加する中で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、自宅と介護施設の中間的な住まいの普及、生活困窮者施策と連携した住まいと生活支援の一体的な実施、安定したサービスが提供できる地域密着型サービス等の介護基盤の整備が必要となります。そのため、現役世代人口が急減する令和 22（2040）年を見据えて、将来にわたり持続可能な基盤の構築を進めていきます。

また、医療・介護の関係機関や専門職と緊密に連携していくとともに、地域課題や取組内容の見える化を進めていくことにより、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための体制づくりを進め、切れ目ない在宅医療と介護の連携の実現をめざします。

施策の柱⑥ 持続可能な介護保険事業の運営

高齢者の生活の支えとして不可欠である介護保険制度の運営の中で、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、国の制度に沿って必要なサービスを適切に提供していくとともに、国や東京都と連携し、介護人材確保と介護現場負担軽減の両視点から介護サービス事業所等への支援の取組を推進することにより、持続可能な介護保険事業の運営に努めます。

(3) 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023 の体系図



主な取組・事業

シニア世代活動支援プロジェクトの推進（シニア世代の社会参加・活動支援） P.78	AIP 6
板橋グリーンカレッジ P.79	AIP 6
ふれあい館 P.79	AIP 6
介護予防・生活支援サービス事業 P.48	AIP 1
一般介護予防事業 P.50	AIP 1
認知症予防・備え（認知症予防事業） P.61	AIP 3
認知症もの忘れ相談事業 P.61	AIP 3
認知症初期集中支援事業 P.62	AIP 3
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 P.104	
生活支援体制整備事業 P.54	AIP 1
認知症カフェ P.62	AIP 3
認知症家族交流会・家族講座 P.62	AIP 3
若年性認知症への支援 P.64	AIP 3
板橋区認知症支援連絡会、東京都健康長寿医療センターとの連携強化 P.64	AIP 3
民間賃貸住宅における居住支援 P.68	AIP 4
地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化 P.82	
成年後見制度利用促進（板橋区成年後見制度利用促進基本計画） P.91	
認知症普及啓発 P.61	AIP 3
あんしん認知症ガイド（板橋区版認知症ケアパス） P.62	AIP 3
認知症サポーター活動支援 P.63	AIP 3
認知症声かけ訓練 P.64	AIP 3
見守り体制の拡充 P.65	AIP 4
身元不明等高齢者の保護 P.67	AIP 4
医療・介護・障がい福祉連携マップ P.56	AIP 2
療養相談室 P.56	AIP 2
在宅患者急変時後方支援病床確保事業 P.56	AIP 2
医療・介護連携情報共有システムの検討 P.57	AIP 2
多職種による会議・研修 P.58	AIP 2
都市型軽費老人ホームの拡大 P.67	AIP 4
サービス付き高齢者向け住宅 P.67	AIP 4
住宅の安心・安全バリアフリー化 高齢者住宅設備改修費助成事業 P.68	AIP 4
地域密着型サービスの整備 P.71	AIP 5
介護予防・生活支援サービス事業（再掲） P.48	AIP 1
地域密着型サービスの整備（再掲） P.71	AIP 5
介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減 P.107	
介護保険事業 P.114	

板橋区版AIPの重点分野

① 総合事業／生活支援体制整備事業

② 医療・介護連携

③ 認知症施策

④ 住まいと住まい方

⑤ 基盤整備

⑥ シニア活動支援

⑦ 啓発・広報

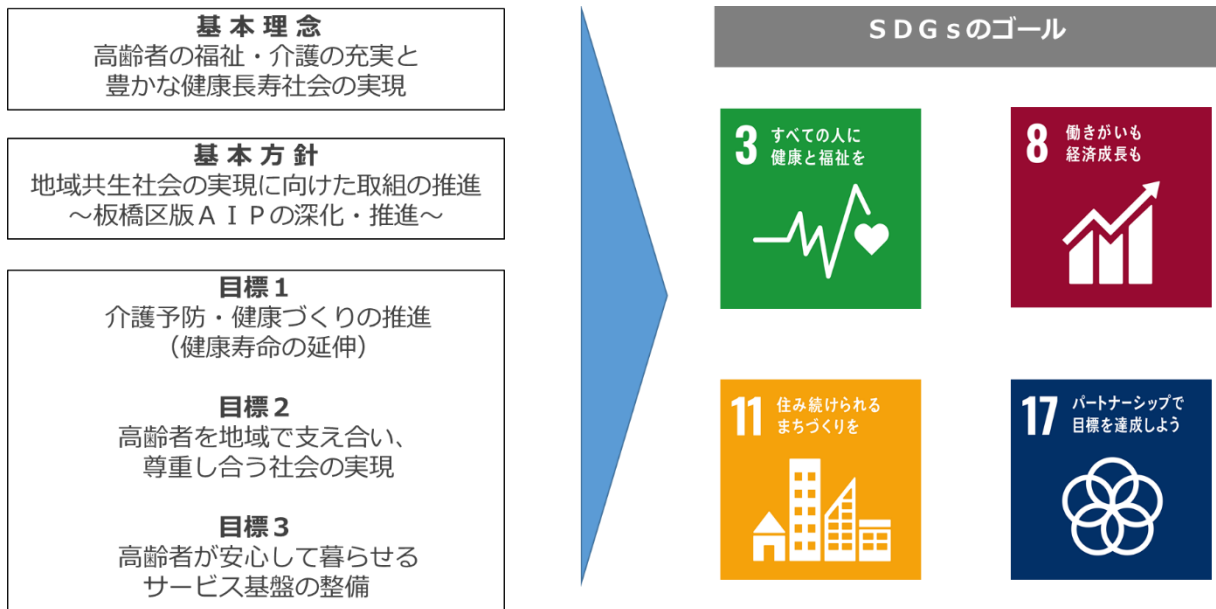
※各事業の右端のAIP表示は、表右部の「AIPの重点分野」の番号と対応している。

※網掛けの□淡色は板橋区版AIPにおける重点事業を、■濃色は板橋区版AIPと関連のある施策・項目を指す。

(4) SDGs (Sustainable Development Goals) とのつながり

SDGs (持続可能な開発目標) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 (2030) 年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。SDGs は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。日本でも、誰一人取り残すことなく一人ひとりが持てる能力を発揮できる社会の実現に向け、積極的な取組が進められています。

SDGs はグローバルな課題の解決に向けて各国が取り組むものですが、それを達成するには自治体レベルでの取組が不可欠です。板橋区でも、「魅力創造発信都市」「安心安全環境都市」という都市像を指向しながら施策展開を図ってきましたが、これらの都市像はSDGs が意図する「環境」「経済」「社会」のバランスのとれた持続可能な開発と方向性は同じです。本計画で定める基本理念の実現や基本方針に連なる目標の達成をめざし施策を推進することは、SDGs が定めるゴールへとつながっていきます。



【SDGs 17 のゴール】

